

「利根川水系小貝川河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について、

学識経験を有する者、関係する住民、関係県から

いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系小貝川河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 2 治水の沿革	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の洪水における水位の表記について</li> <li>各洪水における水位を記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて記述を追加します。</li> </ul>
1. 3 利水の沿革	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>利水の沿革について</li> <li>7ヶ所の堰について、対象区間が分かるように記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて記述を追加します。</li> </ul>
2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>水利用の状況について</li> <li>表2-4の水利権の数について、対象区間が分かるように記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて記述を追加します。</li> </ul>
2. 3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境について</li> <li>「シマドジョウ」は「ヒガシシマドジョウ」と記載すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見を踏まえて修正します。</li> </ul>
4. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標について</li> <li>整備計画目標流量について河道分、遊水地分について明確に表現すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備計画目標流量1,100m<sup>3</sup>/sに内水合流量100m<sup>3</sup>/sを加えた1,200m<sup>3</sup>/sに対して、洪水調節施設である母子島遊水地と新たに整備する遊水地によって、洪水ピーク流量の低減量150m<sup>3</sup>/sを考慮し、河道整備の対象流量を1,050m<sup>3</sup>/sとしています。これについては、第10回鬼怒川・小貝川有識者会議資料としてお示ししています。 <a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000375.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000375.html</a></li> </ul>
5. 1. 1 洪水等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>河道掘削について</li> <li>小貝川下流部は勾配が緩いため河床を掘削して流下能力を上げるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 (2) 河道掘削」に記載しているとおり、対象とする流量を流下させるために必要な箇所等において、上下流バランスを考慮しつつ河道掘削等を実施することとしています。</li> </ul>
	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水調節容量の確保について</li> <li>母子島遊水地だけではなく、新たな遊水地も5～6カ所必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご意見の趣旨については、原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」及び原案「5.1.1 (4) 洪水調節容量の確保」に記載のとおり、本整備計画では、全国のほかの同等な河川の水準を踏まえ年超過確率概ね1/30～1/40とし、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目標としており、新たな遊水地の整備にあたっては、関係自治体と連携・調整を図りながら、詳細な調査及び検討を行うこととしています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水等による被害の発生防止又は軽減に関する事項	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内水対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月台風第19号による内水被害が生じているため、その対策として八田上排水樋管から約600m下流にある八田下排水樋管までの区間を、排水路整備をし、八田下排水樋管を八田上排水樋管の規模に改修し排水する事で、内水対策をすべきではないか。</li> <li>・ 八田上排水樋管と八田下排水樋管の間にある井出蛭沢堰（コンクリート固定堰）を可動堰に改修すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (5) 許可工作物の機能の維持」に記載のとおり、樋門・樋管等の許可工作物は、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行うとともに、原案「5.2.1 (9) 堤防の決壊時等の復旧対策」に記載のとおり、応急的な排水対策として、流域自治体からの要請により必要に応じて排水ポンプ車を機動的に活用し、浸水被害の軽減を図っています。</li> <li>・ 施設の改築にあたっては、定められた許可基準等に基づき可動堰化等により適切に改築されるよう、施設管理者に対して指導を行うこととしています。</li> </ul>
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然環境の保全と再生について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 魚が遡上しやすい環境づくりの推進について、具体的に「魚道の整備等」という文言を入れてほしい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項 (2) 自然環境の保全と再生」に記載しています。</li> <li>・ 具体的に記載すべきのご意見については、魚道の整備に限定せず最適な方策を検討することが重要との認識から、学識経験者等の意見を聴きながら幅広く検討することを考えています。</li> </ul>
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然とのふれあいやスポーツでは、川の中ではボートやカヌーなども含まれるので、イメージの中に入れて頂きたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堤防の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 害虫防除のため芝焼きも実施して欲しい。</li> <li>・ 住民が安心して利用できるよう除草回数を4回に増やすべき。</li> <li>・ ボランティアや地域住民と協力して除草を行うべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係自治体、沿川住民の皆さまのご意見を伺い、芝焼きの検討を実施することとしています。</li> <li>・ 堤防除草に関しては、原案「5.2.1. (1) 堤防の維持管理」に記載しています。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所」に記載しており、地域住民が河川管理に参加あるいは積極的にその一部を担っていく仕組みづくりや環境教育の支援を進めるとともに、関係機関と連携し、各分野の取り組みが一体となって効果が発揮されることを念頭に河川の維持管理を実施することとしています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河道の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高水敷を国有地にし、樹木や竹林の伐採や掘削が可能となるようにして頂きたい。</li> <li>・ 蛇行を解消し、水の流れをスムーズにして頂きたい。</li> <li>・ 徳持堰下流や水戸線橋梁下流では中州が大きくなっている。堆積土砂を撤去すべき。</li> <li>・ 小貝川は蛇行が多く、川幅の割に樹木が多く、また、河床も緩やかなため、流れが悪く洪水時の水位の下がりが悪い。</li> <li>・ 樹木伐採（特に高木）を希望する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1（2）河道の維持管理」に記載しており、河道内の土砂堆積や樹林化の進行は、流下能力の低下や水門、樋門・樋管等の排水機能の低下、砂州の発達による堤防前面の河岸洗掘・侵食等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施することとしています。</li> </ul>
	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洪水調節施設の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子島遊水地を国有地化し、渇水時の貯水等にも活用すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可工作物の機能の維持について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定堰を可動堰にすることで流下能力を向上させて頂きたい。</li> <li>・ 非常時の排水樋管の開閉をシステム化し、水位計や流速計等（逆流センサー）を設置する事により、自動で開閉するような人力に頼らない方法とすべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の改築にあたっては、定められた許可基準等に基づき可動堰化等により適切に改築されるよう、施設管理者に対して指導を行うこととしています。</li> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5. 1. 1（7）施設の能力を上回る洪水を想定した対策」に記載のとおり、気候変動の影響等による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上昇が頻発することが想定されることから、水門等の確実な操作と操作員の安全確保のために、水門等の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に応じて実施します。</li> </ul>
	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 的確な水防活動の促進について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作委託者のみでは無く、水防団員に対して樋管操作（開閉）のタイミングを教えてください。</li> <li>・ スムーズな水防活動が実施できるよう、堤防天端の拡幅や危険箇所への水防資材の備蓄等をお願いしたい。</li> <li>・ スムーズな水防活動が実施できるよう、堤防天端の拡幅をお願いしたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1（11）4）的確な水防活動の促進」に記載のとおり、水防資機材の備蓄を関係機関と連携して行うこととしています。</li> </ul>

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
6. 3 治水技術の伝承の取り組み	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治水技術の伝承の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和61年水害や母子島遊水地整備のような大事業について、積極的に語り伝えていくべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (11) 3 防災教育や防災知識の普及」に記載しているとおり、学校教育現場における防災教育の取組を引き続き推進していくこととしています。</li> </ul>
その他	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画の策定及び河川整備の実施について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年10月台風第19号による被害状況を踏まえ、河川改修の早期完成を図っていただきたい。</li> <li>・ 令和元年10月台風第19号による被害状況を踏まえ、早期の河川整備計画策定と河川整備をお願いする。</li> <li>・ 一日も早い河道整備とマイ・タイムラインのようなソフト対策の充実をお願いしたい。</li> <li>・ 鬼怒川のように一日も早い河道整備をお願いしたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画を速やかに策定し、これに基づく適切な整備等に努めてまいりたいと考えています。</li> </ul>
	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画の変更について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画策定後も降雨状況や被害状況等を踏まえ、柔軟に整備計画の変更を行っていただきたい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川整備計画策定後、河川整備計画の想定を超えるような洪水が発生した場合等においては、必要に応じて河川整備計画目標や河川整備メニューの見直しを行って参りたいと考えております。</li> </ul>